

豊橋市告示第110号

豊橋市公契約条例施行規則（平成27年豊橋市規則第32号）第4条第2項の規定による労働報酬
下限額を、別表のとおり定める。

令和6年3月27日

豊橋市長 浅井由崇

別表

労働報酬下限額

(令和6年4月1日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,805	27	普通船員	2,693
2	普通作業員	2,379	28	潜水士	4,718
3	軽作業員	1,833	29	潜水連絡員	3,169
4	造園工	2,450	30	潜水送気員	2,754
5	法面工	3,260	31	山林砂防工	3,311
6	とび工	3,058	32	軌道工	4,647
7	石工	3,088	33	型わく工	3,088
8	ブロック工	3,108	34	大工	3,210
9	電工	2,420	35	左官	2,795
10	鉄筋工	2,916	36	配管工	2,491
11	鉄骨工	2,886	37	はつり工	2,855
12	塗装工	3,007	38	防水工	2,967
13	溶接工	3,281	39	板金工	3,007
14	運転手（特殊）	2,825	40	タイル工	2,562
15	運転手（一般）	2,562	41	サッシ工	3,149
16	潜かん工	3,615	42	屋根ふき工	2,619
17	潜かん世話役	4,465	43	内装工	3,331
18	さく岩工	3,392	44	ガラス工	2,946
19	トンネル特殊工	4,202	45	建具工	2,562
20	トンネル作業員	3,149	46	ダクト工	2,592
21	トンネル世話役	4,445	47	保温工	2,845
22	橋りょう特殊工	3,382	48	建築ブロック工	3,364
23	橋りょう塗装工	3,858	49	設備機械工	2,936
24	橋りょう世話役	3,969	50	交通誘導員A	1,995
25	土木一般世話役	2,967	51	交通誘導員B	1,640
26	高級船員	3,412			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、1, 228円とする。

2 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	1,042円（1時間あたり）
---------	----------------

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、1, 027円とする。